

徳島県地域公共交通計画改定業務委託仕様書

本仕様書は、徳島県地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）が実施する「徳島県地域公共交通計画改定業務」（以下「本業務」という。）について必要な事項を定めるものである。

1. 業務名

徳島県地域公共交通計画改定業務

2. 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3. 業務の対象地域

徳島県全域

4. 業務の目的

本県の公共交通を取り巻く環境は、利用者の減少や担い手不足が深刻化する一方、公共交通は地域住民や観光客等の移動手段としてなくてはならないものであり、中長期的な視点から維持確保していく必要がある。

そのような中、県民にとって一番身近な移動手段である「幹線系統バス」に主眼を置いて策定された現行の「徳島県地域公共交通計画」は令和8年度に計画満了を迎えることから、同計画の改定と併せ、中長期的な観点も踏まえた本県公共交通の将来像を示すことで、コミュニティバス等の地域内交通を担う市町村との連携を密にし、公共交通ネットワークを協働して維持確保するための指針として、次代を見据えた計画へとアップデートを図るための調査、分析及び計画の改定案の作成を行う。

※幹線系統バスや鉄道と地域内交通が有機的に連携できるよう市町村が策定する計画に留意すること。

※四国交通(株)の運行区域については、三好市が策定する計画との整合を図ること。

5. 適用範囲

本仕様書は、当業務を受注する者が遵守すべき主要な事項を示したものであり、契約書に定めるもののほか、徳島県会計規則、その他関係法令によるものとする。

6. 業務概念

本業務を執行するにあたって、受注者は発注者の意図及び目的を十分理解した上で経験のある最上級の技術者を定め、かつ、適正な人員を配置して、最高技術を発揮できるよう努力するとともに、正確丁寧に行うものとする。

7. 業務の指示及び監督

(1) 受注者は本業務の執行にあたり、発注者と常に密接な連絡を取り、その指示に従わなければならない。

(2) 受注者は、業務上必要と思われるもので、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項並びに本仕様書等に明記していない事項については、発注者と前もって協議し、

その指示に従わなければならない。

8. 業務内容

業務については、下記（１）～（９）の内容を基本としつつ、本県の特性を考慮した検討方法を選択し、実施するものとする。なお、実施にあたっては、以下の事項を踏まえた実施内容とすること。

- ① 国土交通省が示す「地域公共交通計画の『アップデートガイダンス』」をはじめとする「MOBILITY UPDATE PORTAL」上に記載された内容に沿ったものとする。
- ② 本計画の改定にあたり「次世代地域公共交通ビジョン（令和元年度 徳島県生活交通協議会策定）」を本計画に統合することから、整合を図ること。
- ③ 本計画の計画期間は、令和９年度から令和１８年度までの１０年間とする。

（１）地域内の公共交通に関する情報整理

地域公共交通計画改定に向け、人口情報や地理特性情報、交通ネットワーク情報、交通サービス利用情報、潜在需要情報等を以下の事項に留意して整理する。

- ① 計画範囲が県下全域を対象とするものであることから、情報整理にあたっては県内をエリア分けするなど、整理した情報が以後の施策検討に有効活用できるよう工夫すること。
- ② 現在の移動需要の整理にあたっては、人の流動に関するデータの利活用等について提案すること。また、二次交通改善の観点から、徳島阿波おどり空港を起点とした人の流動に関するデータの情報整理を行うこと。
- ③ 将来的な移動需要の整理にあたっては、立地適正化計画など関連する都市計画や将来推計人口等をもとに実施すること。

（２）公共交通の現状と利用実態の把握

- ① OD調査による利用実態の把握（協議会より提供）
※平日１回、幹線系統バスの全路線、全便に調査員が乗り込み調査した結果を提供する。（９月中を予定）
- ② 利用者ニーズの把握
利用者アンケート等により、利用者ニーズを把握する。
※サンプル数は３００人以上程度とする。
- ③ 幹線系統バス路線の再編に伴う代替モードの検討に備え、当該バス路線に接続する交通モードの種別等を調査する。

（３）交通事業者の実態調査

- ① 幹線系統バス運行事業者に対する調査
アンケート及びヒアリングにより、事業者が抱えている課題や意向を把握する。

（４）本県公共交通の問題点・課題の整理

上記（１）～（３）の結果を踏まえ、各種情報を重ね合わせるなどの手法により複合的に捉えることで、本県公共交通の現状と課題、将来見通しを可視化し、地域交通の現状診断を実施する。

（５）本県公共交通が目指す姿の設定

調査結果や問題点・課題に加え、ライドシェアや地域旅客運送サービスの共同化・協業化、自動運転技術など、公共交通に関する最新の制度や技術などの知見、県内での取組事例なども踏まえ、中長期的な視点で本県公共交通が目指す姿を描き、実現のための基本方針や目標を検討する。また、目標の達成状況について評価する評価指標を設定し、具体的内容を検討する。

(6) 計画に位置づける事業の検討

計画に位置づけ、計画期間内に実施する事業の内容や実施主体、スケジュールについて検討・調整する。

(7) 地域公共交通計画改定案の作成

上記(1)～(6)を踏まえ、地域公共交通の現状・問題点、課題、目標等を整理し、幹線系統バス路線をはじめとする公共交通の利用促進や効率化、他モードへの移行を検討した地域公共交通計画改定案を作成する。

※他県事例等を参考に公共交通ネットワークの再構築や新しい取組事例のほか、ライドシェアや地域旅客運送サービスの共同化・協業化、自動運転技術といった公共交通に関する最新の制度や技術などに関する提案を含める。

(8) 協議会等の運営支援（全体会3回、地域別分科会3地域×1回程度）

- ① 徳島県地域公共交通協議会等の資料作成、会場設営、出席、会議録の作成
- ② 会議出席者への日当、旅費等の支給

※支給対象者は原則として県内在住者で、全体会で50名程度のうち3名程度。地域別分科会への支給対象者の出席は予定していない。

※日当は9,400円/回を基本とし、旅費は鉄道・バス運賃により算出する。

(9) 協議・打合せ（3回程度）

協議及び打合せは3回程度とするが、必要に応じて随時実施するものとする。

9. 想定スケジュール

R8年	6月	「徳島県地域公共交通計画改定骨子（案）」作成
	6月下旬	「徳島県地域公共交通協議会」開催
	7月～8月	県民ニーズ調査（アンケート）や地域内公共交通に関する情報整理・分析
	9月	「徳島県地域公共交通計画（素案）」作成
	9月～10月	地域別分科会開催（3地域） 「徳島県地域公共交通協議会」開催
	11月～1月	パブリックコメント
R9年	1月	「徳島県地域公共交通計画（最終案）」作成 「徳島県地域公共交通協議会」開催

10. 秘密の保持

受託者は、本業務により知り得た情報を他に利用、開示してはならない。また、本業務の実施にあたり個人情報を取り扱う場合は、徳島県個人情報保護条例を遵守するものとし、秘密保持について万全の管理を行うものとする。

11. 権利関係

(1) 本業務における成果物の取扱い

- ① 本業務の履行に係る成果物（作成、分析データ、印刷物等）の所有権は全て発注者に帰属する。
- ② 成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物にかかる受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利）を当該著作物の引き渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。
- ③ 本業務の成果品を本協議会の了承を得ずに、本協議会への納品用途以外に利用してはならない。

(2) 著作権・知的財産権の使用

- ① 本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受注者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。
- ② 上記にかかわらず、発注者がその方法を指定した場合は、その限りでない。

12. 契約不適合責任

本業務の完了後、過失又は疎漏に起因し品質基準を満たしていないことが判明した場合は、関連する項目を再検査し、受託者の負担において不良箇所を修正、補正するものとする。

13. 損害賠償等

受託者は、本業務の実施にあたり、関係法令等を遵守し、公衆に対し迷惑を及ぼす行為を行ってはならない。万一、第三者との間にトラブルが発生した場合は、すべて受託者の責任において解決するものとし、本協議会に発生事由及び処理結果を文書により報告するものとする。

14. 成果品

提出する成果品は以下の通りとする。なお、受注者は発注者の指示に従い、必要とする資料について、随時提出するものとする。

- (1) 報告書（A4版コピー製本）2部
- (2) 電子納品一式
- (3) その他発注者が指示するもの一式

15. 疑義

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、本協議会と受託者が協議の上定めるものとする。